

茨城県運動部活動指導員登録バンク設置要綱

(設 置)

第1条 本県における運動部活動の普及及び発展、持続可能な運営の実現に向け、学校教育における運動部活動指導員としての登録バンクを設置し、学校の要請に応じて指導者とのハブ的マッチング機能としての役割を果たすことを主な目的として、茨城県教育委員会に、茨城県運動部活動指導員登録バンクを設置する。

(業 務)

第2条 茨城県運動部活動指導員登録バンクの主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 茨城県運動部活動指導員の登録と照会に関すること
- (2) 茨城県運動部活動指導員に関する情報提供に関すること
- (3) 学校及び関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他、茨城県運動部活動指導員登録バンクの目的達成に必要と認められること

(庶 務)

第3条 茨城県運動部活動指導員登録バンクに関する庶務全般は、茨城県教育庁学校教育部保健体育課において処理する。

(雑 則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、運動部活動指導員バンクの業務に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年3月31日から実施する。